

本資料のうち枠囲みの内容は、
他社の機密事項を含む可能性が
あるため公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第6号機 説明資料	
資料番号	KK6 添-2-049 (比較表) 改 1
提出年月日	2024年2月6日

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-2-11-1 波及的影響を
及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針)

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所第6号機

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-11-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針）


島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考								
<table border="1" data-bbox="617 596 2487 806"><thead><tr><th data-bbox="629 602 828 653">相違 No</th><th data-bbox="828 602 2475 653">相違理由</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="629 653 828 699">①</td><td data-bbox="828 653 2475 699">柏崎刈羽7号機と図書番号が異なるため。</td></tr><tr><td data-bbox="629 699 828 745">②</td><td data-bbox="828 699 2475 745">申請号機が異なるため。</td></tr><tr><td data-bbox="629 745 828 791">③</td><td data-bbox="828 745 2475 791">先行審査プラントの記載を踏まえ、記載の見直しをしたため。</td></tr></tbody></table>				相違 No	相違理由	①	柏崎刈羽7号機と図書番号が異なるため。	②	申請号機が異なるため。	③	先行審査プラントの記載を踏まえ、記載の見直しをしたため。
相違 No	相違理由										
①	柏崎刈羽7号機と図書番号が異なるため。										
②	申請号機が異なるため。										
③	先行審査プラントの記載を踏まえ、記載の見直しをしたため。										

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-11-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>V-2-11-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針</p> <p>目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 基本方針 3. 耐震評価方針 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 耐震評価部位 <ol style="list-style-type: none"> 3.1.1 不等沈下又は相対変位の観点 3.1.2 接続部の観点 3.1.3 建屋内施設の損傷，転倒及び落下等の観点 3.1.4 建屋外施設の損傷，転倒及び落下等の観点 3.2 地震応答解析 3.3 設計用地震動又は地震力 3.4 荷重の種類及び荷重の組合せ 3.5 許容限界 <ol style="list-style-type: none"> 3.5.1 建物・構築物 3.5.2 機器・配管系 3.5.3 土木構造物 3.6 まとめ 	<p>VI-2-11-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針</p> <p>目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 基本方針 3. 耐震評価方針 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 耐震評価部位 <ol style="list-style-type: none"> 3.1.1 不等沈下又は相対変位の観点 3.1.2 接続部の観点 3.1.3 建屋内施設の損傷，転倒及び落下等の観点 3.1.4 建屋外施設の損傷，転倒及び落下等の観点 3.2 地震応答解析 3.3 設計用地震動又は地震力 3.4 荷重の種類及び荷重の組合せ 3.5 許容限界 <ol style="list-style-type: none"> 3.5.1 建物・構築物 3.5.2 機器・配管系 3.5.3 土木構造物 3.6 まとめ 	<p>図書構成の差異（以下同様。）</p> <p>表現上の差異 【島根2】 （施設名称の違いによるもの。以下同様。）</p>
	<p>1. 概要</p> <p>本資料は，設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を設計する際に，V-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」にて選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震評価方針を説明するものである。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は，設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を設計する際に，VI-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」にて選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震評価方針を説明するものである。</p>	

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
黄色：前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>2. 基本方針</p> <p>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設は、V-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に基づき、以下</p> <p>「3. 耐震評価方針」に示すとおり、耐震評価部位、地震応答解析、設計用地震動又は地震力、荷重の種類及び荷重の組合せ並びに許容限界を定めて耐震評価を実施する。この耐震評価を実施するものとして、V-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」にて選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設を、建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物に分けて表 2-1 に示す。</p>	<p>2. 基本方針</p> <p>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設は、VI-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に基づき、以下</p> <p>「3. 耐震評価方針」に示すとおり、耐震評価部位、地震応答解析、設計用地震動又は地震力、荷重の種類及び荷重の組合せ並びに許容限界を定めて耐震評価を実施する。この耐震評価を実施するものとして、VI-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」にて選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設を、建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物に分けて表 2-1 に示す。</p>	

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考												
	<p style="text-align: center;">表 2-1 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</p> <table border="1" data-bbox="899 342 1599 730"> <tr> <td data-bbox="899 342 1086 405">建物・構築物</td> <td data-bbox="1086 342 1599 405">サービス建屋 原子炉ウェル遮蔽プラグ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="899 405 1086 699">機器・配管系</td> <td data-bbox="1086 405 1599 699">原子炉遮蔽壁 原子炉建屋クレーン 燃料取替機 中央制御室天井照明 換気空調系ダクト防護壁 原子炉補機冷却海水系配管防護壁 耐火隔壁 非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板 竜巻防護鋼製フード</td> </tr> <tr> <td data-bbox="899 699 1086 730">土木構造物</td> <td data-bbox="1086 699 1599 730">非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板</td> </tr> </table>	建物・構築物	サービス建屋 原子炉ウェル遮蔽プラグ	機器・配管系	原子炉遮蔽壁 原子炉建屋クレーン 燃料取替機 中央制御室天井照明 換気空調系ダクト防護壁 原子炉補機冷却海水系配管防護壁 耐火隔壁 非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板 竜巻防護鋼製フード	土木構造物	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板	<p style="text-align: center;">表 2-1 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</p> <table border="1" data-bbox="1638 342 2341 800"> <tr> <td data-bbox="1638 342 1825 405">建物・構築物</td> <td data-bbox="1825 342 2341 405">サービス建屋 原子炉ウェル遮蔽プラグ 見学者ギャラリー室竜巻防護扉</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 405 1825 762">機器・配管系</td> <td data-bbox="1825 405 2341 762">原子炉遮蔽壁 原子炉建屋クレーン 燃料取替機 中央制御室天井照明 換気空調系ダクト防護壁 原子炉補機冷却海水系配管防護壁 耐火隔壁 非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板 竜巻防護鋼製フード 竜巻防護ネット</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1638 762 1825 800">土木構造物</td> <td data-bbox="1825 762 2341 800">非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板</td> </tr> </table>	建物・構築物	サービス建屋 原子炉ウェル遮蔽プラグ 見学者ギャラリー室竜巻防護扉	機器・配管系	原子炉遮蔽壁 原子炉建屋クレーン 燃料取替機 中央制御室天井照明 換気空調系ダクト防護壁 原子炉補機冷却海水系配管防護壁 耐火隔壁 非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板 竜巻防護鋼製フード 竜巻防護ネット	土木構造物	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板	<p>プラント固有（設備の違い） なお、抽出した下位クラス施設の差異理由については、VI-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の比較表参照。 プラント固有 【島根2】 （設備の違いにより、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる。）</p>
建物・構築物	サービス建屋 原子炉ウェル遮蔽プラグ														
機器・配管系	原子炉遮蔽壁 原子炉建屋クレーン 燃料取替機 中央制御室天井照明 換気空調系ダクト防護壁 原子炉補機冷却海水系配管防護壁 耐火隔壁 非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板 竜巻防護鋼製フード														
土木構造物	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板														
建物・構築物	サービス建屋 原子炉ウェル遮蔽プラグ 見学者ギャラリー室竜巻防護扉														
機器・配管系	原子炉遮蔽壁 原子炉建屋クレーン 燃料取替機 中央制御室天井照明 換気空調系ダクト防護壁 原子炉補機冷却海水系配管防護壁 耐火隔壁 非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板 竜巻防護鋼製フード 竜巻防護ネット														
土木構造物	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板														

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>3. 耐震評価方針</p> <p>3.1 耐震評価部位</p> <p>耐震評価部位については、対象設備の構造及び波及的影響の観点から、J E A G 4 6 0 1を含む工事計画での実績を参照した上で、耐震評価上厳しい箇所を選定する。</p> <p>3.1.1 不等沈下又は相対変位の観点</p> <p>(1) 地盤の不等沈下による影響</p> <p>a. サービス建屋</p> <p>サービス建屋は、地盤の不等沈下によりコントロール建屋に衝突する可能性が否定できないことから、上位クラス施設的设计に適用する地震動又は地震力に対して、サービス建屋の不等沈下による衝突の有無の確認を行い、衝突する場合には衝突時にコントロール建屋に影響がないことを確認する。</p> <p>(2) 建屋間の相対変位による影響</p> <p>a. サービス建屋</p> <p>サービス建屋は、相対変位によりコントロール建屋に衝突する可能性が否定できないことから、上位クラス施設的设计に適用する地震動又は地震力に対して、サービス建屋の相対変位による衝突の有無の確認を行い、衝突する場合には衝突時にコントロール建屋に影響がないことを確認する。</p>	<p>3. 耐震評価方針</p> <p>3.1 耐震評価部位</p> <p>耐震評価部位については、対象設備の構造及び波及的影響の観点から、「原子力発電所耐震設計技術指針 J E A G 4 6 0 1 -1987（（社）日本電気協会）」（以下「J E A G 4 6 0 1」という。）を含む設計及び工事の計画での実績を参照した上で、耐震評価上厳しい箇所を選定する。</p> <p>3.1.1 不等沈下又は相対変位の観点</p> <p>(1) 地盤の不等沈下による影響</p> <p>a. サービス建屋</p> <p>サービス建屋は、地盤の不等沈下によりコントロール建屋に衝突する可能性が否定できないことから、上位クラス施設的设计に適用する地震動又は地震力に対して、サービス建屋の不等沈下による衝突の有無の確認を行い、衝突する場合には衝突時にコントロール建屋に影響がないことを確認する。</p> <p>(2) 建屋間の相対変位による影響</p> <p>a. サービス建屋</p> <p>サービス建屋は、相対変位によりコントロール建屋に衝突する可能性が否定できないことから、上位クラス施設的设计に適用する地震動又は地震力に対して、サービス建屋の相対変位による衝突の有無の確認を行い、衝突する場合には衝突時にコントロール建屋に影響がないことを確認する。</p>	<p>記載の適正化（先行審査プラントの記載を踏まえ記載を拡充。）</p> <p>記載の適正化</p> <p>プラント固有</p> <p>【島根2】</p> <p>（波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の差異。以下同様。）</p>

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>3.1.2 接続部の観点</p> <p>接続部における影響は、<u>V-2-1-5</u>「波及的影響に係る基本</p>	<p>3.1.2 接続部の観点</p> <p>接続部における影響は、<u>VI-2-1-5</u>「波及的影響に係る基本</p>	

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>方針」の「4.2 接続部の観点」に示すように、接続部における相互影響の観点で波及的影響を及ぼす下位クラス施設はない。</p> <p>3.1.3 建屋内施設の損傷、転倒及び落下等の観点 (1) 施設の損傷、転倒及び落下等による影響 a. 原子炉遮蔽壁 原子炉遮蔽壁は、損傷により原子炉圧力容器等に衝突し、原子炉圧力容器等が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材及び支持部の評価を実施する。</p> <p>b. 原子炉建屋クレーン 原子炉建屋クレーンは、本体及び吊荷の落下により、使用済燃料貯蔵プール、使用済燃料貯蔵ラック等に衝突し、使用済燃料貯蔵プール、使用済燃料貯蔵ラック等が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材、支持部及び吊具の評価を実施する。</p> <p>c. 燃料取替機</p>	<p><u>方針」の「4.2 接続部の観点」に示すように、接続部における相互影響の観点で波及的影響を及ぼす下位クラス施設はない。</u></p> <p>3.1.3 建屋内施設の損傷、転倒及び落下等の観点 (1) 施設の損傷、転倒及び落下等による影響 a. 原子炉遮蔽壁 原子炉遮蔽壁は、損傷により原子炉圧力容器等に衝突し、原子炉圧力容器等が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材の評価を実施する。</p> <p>b. 原子炉建屋クレーン 原子炉建屋クレーンは、本体及び吊荷の落下により、使用済燃料貯蔵プール、使用済燃料貯蔵ラック等に衝突し、使用済燃料貯蔵プール、使用済燃料貯蔵ラック等が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材、支持部及び吊具の評価を実施する。</p> <p>c. 燃料取替機</p>	

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
黄色：前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>燃料取替機は、本体及び吊荷の転倒又は落下により、使用済燃料貯蔵プール、使用済燃料貯蔵ラック等に衝突し、使用済燃料貯蔵プール、使用済燃料貯蔵ラック等が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材、支持部及び吊具の評価を実施する。</p> <p>d. 原子炉ウェル遮蔽プラグ 原子炉ウェル遮蔽プラグは、落下により原子炉格納容器に衝突し、原子炉格納容器が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材の評価を実施する。</p> <p>e. 中央制御室天井照明 中央制御室天井照明は、落下により中央運転監視盤等に衝突し、中央運転監視盤等が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材及び支持部の評価を実施する。</p> <p>f. 換気空調系ダクト防護壁 換気空調系ダクト防護壁は、転倒又は落下によりコントロール建屋計測制御電源盤区域換気空調系ダクト・配管等に衝突し、コントロール建屋計測制御電源盤区域換気空調系ダクト・配管等が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材及び支持部の評価を実施する。</p> <p>g. 原子炉補機冷却海水系配管防護壁 原子炉補機冷却海水系配管防護壁は、転倒又は落下により原子炉補機冷却海水系配管に衝突し、原子炉補機冷却海水系配管が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材及び支持部の評価を実施する。</p> <p>h. 耐火隔壁 耐火隔壁は、転倒により非常用ガス処理系排風機等に衝突</p>	<p>燃料取替機は、本体及び吊荷の転倒又は落下により、使用済燃料貯蔵プール、使用済燃料貯蔵ラック等に衝突し、使用済燃料貯蔵プール、使用済燃料貯蔵ラック等が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材、支持部及び吊具の評価を実施する。</p> <p>d. 原子炉ウェル遮蔽プラグ 原子炉ウェル遮蔽プラグは、落下により原子炉格納容器に衝突し、原子炉格納容器が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材の評価を実施する。</p> <p>e. 中央制御室天井照明 中央制御室天井照明は、落下により中央運転監視盤等に衝突し、中央運転監視盤等が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材及び支持部の評価を実施する。</p> <p>f. 換気空調系ダクト防護壁 換気空調系ダクト防護壁は、転倒又は落下によりコントロール建屋計測制御電源盤区域換気空調系ダクト・配管等に衝突し、コントロール建屋計測制御電源盤区域換気空調系ダクト・配管等が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材及び支持部の評価を実施する。</p> <p>g. 原子炉補機冷却海水系配管防護壁 原子炉補機冷却海水系配管防護壁は、転倒又は落下により原子炉補機冷却海水系配管に衝突し、原子炉補機冷却海水系配管が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材及び支持部の評価を実施する。</p> <p>h. 耐火隔壁 耐火隔壁は、転倒により非常用ガス処理系排風機等に衝突</p>	

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>し、非常用ガス処理系排風機等が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材及び支持部の評価を実施する。</p>	<p>し、非常用ガス処理系排風機等が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材及び支持部の評価を実施する。</p> <p><u>i. 見学者ギャラリー室竜巻防護扉</u> 見学者ギャラリー室竜巻防護扉は、転倒により原子炉建屋エアロックに衝突し、原子炉建屋エアロックが損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材及び支持部の評価を実施する。</p> <p><u>j. 竜巻防護ネット</u> 竜巻防護ネットは、落下により上位クラス施設である燃料プール冷却浄化系配管に衝突し、燃料プール冷却浄化系配管が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材及び支持部の評価を実施する。</p>	<p>プラント固有（設備の違い。以下同様。）</p>

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
緑字 : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
緑字 : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>3.1.4 建屋外施設の損傷，転倒及び落下等の観点</p> <p>(1) 施設の損傷，転倒及び落下等による影響</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板</p> <p>非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板は，転倒により上位クラス施設である非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ等に衝突し，非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ等が損傷する可能性が否定できないことから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して，主要構造部材及び支持部の評価を実施する。</p> <p>b. 非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板</p> <p>非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板は，転倒又は落下により上位クラス施設である非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管に衝突し，非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管が損傷する可能性が否定できないことから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して，主要構造部材及び支持部の評価を実施する。</p> <p>c. 竜巻防護鋼製フード</p> <p>竜巻防護鋼製フードは，落下により上位クラス施設である格納容器圧力逃がし装置配管に衝突し，格納容器圧力逃がし装置配管が損傷する可能性が否定できないことから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して，主要構造部材及び支持部の評価を実施する。</p>	<p>3.1.4 <u>建</u>屋外施設の損傷，転倒及び落下等の観点</p> <p>(1) 施設の損傷，転倒及び落下等による影響</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板</p> <p>非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板は，転倒により上位クラス施設である非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ等に衝突し，非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ等が損傷する可能性が否定できないことから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して，主要構造部材の評価を実施する。</p> <p>b. 非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板</p> <p>非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板は，転倒又は落下により上位クラス施設である非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管に衝突し，非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管が損傷する可能性が否定できないことから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して，主要構造部材及び支持部の評価を実施する。</p> <p>c. 竜巻防護鋼製フード</p> <p>竜巻防護鋼製フードは，落下により上位クラス施設である格納容器圧力逃がし装置配管<u>等</u>に衝突し，格納容器圧力逃がし装置配管<u>等</u>が損傷する可能性が否定できないことから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して，主要構造部材及び支持部の評価を実施する。</p> <p><u>d. 竜巻防護ネット</u></p> <p><u>竜巻防護ネットは，落下により上位クラス施設である燃料プール冷却浄化系配管に衝突し，燃料プール冷却浄化系配管が損傷する可能性が否定できないことから，上位クラス施設</u></p>	

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>d. サービス建屋</p> <p>サービス建屋は、損傷により上位クラス施設であるコントロール建屋に衝突し、コントロール建屋が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材の評価を実施する。</p> <p>各施設の評価に必要な詳細構造計画は各計算書に示す。</p>	<p><u>の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材及び支持部の評価を実施する。</u></p> <p>e. サービス建屋</p> <p>サービス建屋は、損傷により上位クラス施設であるコントロール建屋に衝突し、コントロール建屋が損傷する可能性が否定できないことから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に対して、主要構造部材の評価を実施する。</p> <p>各施設の評価に必要な詳細構造計画は各計算書に示す。</p>	

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
緑字 : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
緑字 : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
緑字 : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>3.2 地震応答解析 地震応答解析については、<u>V</u>-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「5.2 地震応答解析」に基づき、下位クラス施設に適用する方法として、<u>V</u>-2-1-6「地震応答解析の基本方針」に記載の建物・構築物、機器・配管系又は屋外重要土木構造物それぞれの地震応答解析の方針に従い実施する。</p> <p>3.3 設計用地震動又は地震力 設計用地震動又は地震力については、<u>V</u>-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「5.3 設計用地震動又は地震力」に基づき、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力として、基準地震動S_sを適用する。</p> <p>3.4 荷重の種類及び荷重の組合せ 荷重の種類及び組合せについては<u>V</u>-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「5.4 荷重の種類及び荷重の組合せ」に基づき、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設の運転状態において下位クラス施設に発生する荷重として、<u>V</u>-2-1-9「機能維持の基本方針」の設計基準対象施設又は常設重大事故等対処施設の荷重の組合せを適用し、上位クラス施設が設計基準対象施設のうち耐震重要度分類のSクラスに属する施設(以下「Sクラス施設」という。)の場合は運転状態I～IVとして、重大事故等対処施設のうち常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)並びにこれらが設置される常設重大事故等対処施設(以下「SA</p>	<p>3.2 地震応答解析 地震応答解析については、<u>VI</u>-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「5.2 地震応答解析」に基づき、下位クラス施設に適用する方法として、<u>VI</u>-2-1-6「地震応答解析の基本方針」に記載の建物・構築物、機器・配管系又は屋外重要土木構造物それぞれの地震応答解析の方針に従い実施する。</p> <p>3.3 設計用地震動又は地震力 設計用地震動又は地震力については、<u>VI</u>-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「5.3 設計用地震動又は地震力」に基づき、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力として、基準地震動S_sを適用する。</p> <p>3.4 荷重の種類及び荷重の組合せ 荷重の種類及び組合せについては<u>VI</u>-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「5.4 荷重の種類及び荷重の組合せ」に基づき、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設の運転状態において下位クラス施設に発生する荷重として、<u>VI</u>-2-1-9「機能維持の基本方針」の設計基準対象施設又は常設重大事故等対処施設の荷重の組合せを適用し、上位クラス施設が設計基準対象施設のうち耐震重要度分類のSクラスに属する施設(以下「Sクラス施設」という。)の場合は運転状態I～IVとして、重大事故等対処施設のうち常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)並びにこれらが設置される常設重大事故等対処施設(以下「SA</p>	<p>設備構成の差異 【島根2】</p>

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>施設」という。)の場合は運転状態Vとして発生する荷重を設定する。また、建屋外に設置されている施設については、V-2-1-9「機能維持の基本方針」の積雪荷重の組合せの考え方にに基づき設定する。</p> <p>3.5 許容限界</p> <p>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価に用いる許容限界については、V-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「5.5 許容限界」に基づき、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設と同じ運転状態において、下位クラス施設が波及的影響を及ぼすおそれがないよう、また、上位クラス施設の機能に影響がないよう、以下、建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物に分けて設定する。</p> <p>3.5.1 建物・構築物</p> <p>建物・構築物については、V-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「5.5 許容限界」に基づき、距離、許容応力度及び層間変形角を許容限界とする。</p> <p>許容応力度においては「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」に基づき、許容応力度を設定する。</p> <p>層間変形角においては、「建築基準法及び同施行令」に基づく評価基準値を許容限界として設定する。</p> <p>3.5.2 機器・配管系</p> <p>機器・配管系については、V-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「5.5 許容限界」に基づき、下位クラス施設が破断延性限界に十分な余裕を有していることに相当する許</p>	<p>施設」という。)の場合は運転状態Vとして発生する荷重を設定する。また、建屋外に設置されている施設については、VI-2-1-9「機能維持の基本方針」の積雪荷重の組合せの考え方にに基づき設定する。</p> <p>3.5 許容限界</p> <p>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価に用いる許容限界については、VI-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「5.5 許容限界」に基づき、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設と同じ運転状態において、下位クラス施設が波及的影響を及ぼすおそれがないよう、また、上位クラス施設の機能に影響がないよう、以下、建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物に分けて設定する。</p> <p>3.5.1 建物・構築物</p> <p>建物・構築物については、VI-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「5.5 許容限界」に基づき、距離、許容応力度、許容荷重及び層間変形角を許容限界とする。</p> <p>許容応力度及び許容荷重においては「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説—許容応力度設計法—(社)日本建築学会,1999改定)」、「鋼構造設計規準—許容応力度設計法—(社)日本建築学会,2005改定)」及び「各種合成構造設計指針・同解説(社)日本建築学会,2010改定)」に基づき、設定する。層間変形角においては、「建築基準法及び同施行令」に基づく評価基準値を許容限界として設定する。</p> <p>3.5.2 機器・配管系</p> <p>機器・配管系については、VI-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「5.5 許容限界」に基づき、下位クラス施設が破断延性限界に十分な余裕を有していることに相当する許容</p>	<p>(島根2号機では常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)に該当する設備が存在しない。)</p> <p>設計方針の差異</p> <p>【島根2】</p> <p>(柏崎6号機では地震力と風荷重の組み合わせを考慮しない。)</p> <p>プラント固有(原子炉ウエル遮蔽プラグについて、遮蔽プラグ内部の鉄骨部材を許容応力度評価することから「鋼構造設計規準」を追記。また、見学者ギャラリー室竜巻防護扉について、「鋼構造設計規準」及び「各種合成構造設計指針」に基づき、許容応力度評価及び許容荷重評価を行うことから追記。)</p> <p>プラント固有</p> <p>【島根2】</p> <p>(波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の違いに伴う許容限界の差異。以下同様。)</p> <p>記載の適正化</p> <p>(適用基準の記載の適正化。)</p>

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>容限界として、V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示す許容応力状態IV_ASを設定する。</p> <p>3.5.3 土木構造物 土木構造物については、V-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「5.5 許容限界」に基づき、構造部材の短期許容応力度又は終局耐力並びに構造物の層間変形角に対して適切な安全余裕を考慮して設定する。</p> <p>3.6 まとめ 以上を踏まえ、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震評価方針を表3-1に示す。</p> <p>評価条件の欄については、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設と同じ運転状態を想定することから、上位クラス施設がSクラス施設の場合は「DB」、SA施設の場合は「SA」と評価条件に明記する。また、荷重の種類及び荷重の組合せに用いている記号はV-2-1-9「機能維持の基本方針」に基づく。</p> <p>各施設の詳細な評価は、V-2-11-2「波及的影響を及ぼすおそれのある施設の耐震性についての計算書」以降の各計算書に示す。</p>	<p>限界として、VI-2-1-9「機能維持の基本方針」に示す許容応力状態IV_ASを設定する。</p> <p>3.5.3 土木構造物 土木構造物については、VI-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」の「5.5 許容限界」に基づき、構造部材の短期許容応力度又は終局耐力並びに構造物の層間変形角に対して適切な安全余裕を考慮して設定する。</p> <p>3.6 まとめ 以上を踏まえ、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震評価方針を表3-1に示す。</p> <p>評価の観点の欄については、VI-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」において設定した以下の4つの設計の観点のうち、当該施設に該当する項目を記載する。</p> <p>①設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>②耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</p> <p>③建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>④建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>評価条件の欄については、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設と同じ運転状態を想定することから、上位クラス施設がSクラス施設の場合は「DB」、SA施設の場合は「SA」と評価条件に明記する。また、荷重の種類及び荷重の組合せに用いている記号はVI-2-1-9「機能維持の基本方針」に基づく。</p> <p>各施設の詳細な評価は、VI-2-11-2「波及的影響を及ぼすおそれのある施設の耐震性についての計算書」以降の各計算書に示す。</p>	<p>記載の適正化（先行審査プラントの記載を踏まえ記載を拡充。）</p>

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
黄色：前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考																																																																																																																																																																	
	<p>表 3-1 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の前震評価方針 (1/5)</p> <p>(建物・構築物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計対象 下位クラス施設</th> <th>評価の観点*</th> <th>耐震評価部位</th> <th>設計用 地震動</th> <th>荷重の種類 荷重の組合せ</th> <th>評価 条件</th> <th>許容限界設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス建屋</td> <td>① (不等次下) ① (相対変位)</td> <td>主要構造部材</td> <td>S_s</td> <td>G+P+S_s</td> <td>DB SA</td> <td>「建築基準法及び同施行令」に基づく層間変形角の評価基準値を許容限界として設定する。</td> </tr> <tr> <td>原子炉ウエル遮蔽 プラグ</td> <td>③</td> <td>主要構造部材</td> <td>S_s</td> <td>G+P+S_s</td> <td>DB SA</td> <td>「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」等に基づき、許容応力度を設定する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*: V-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」にて設定した4つの設計の観点を記載</p> <p>表 3-1 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の前震評価方針 (2/5)</p> <p>(機器・配管系)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計対象 下位クラス施設</th> <th>評価の観点*</th> <th>耐震評価部位</th> <th>設計用 地震動</th> <th>荷重の種類 荷重の組合せ</th> <th>評価 条件</th> <th>許容限界設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉遮蔽壁</td> <td>③</td> <td>主要構造部材</td> <td>S_s</td> <td>D+P_o+M_o+S_s D+P_{sAD}+M_{sAD}+S_s</td> <td>DB SA</td> <td>「鋼構造設計規準」に基づく短期許容応力度を適用する。</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋クレーン</td> <td>③</td> <td>主要構造部材 支持部 吊具</td> <td>S_s</td> <td>D+P_o+M_o+S_s D+P_{sAD}+M_{sAD}+S_s</td> <td>DB SA</td> <td>V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ_{AS})を適用する。 吊具については、クレーン構造規格及び日本クレーン協会規格に定められた安全率を上回るように設定された許容荷重を適用する。</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱機</td> <td>③</td> <td>主要構造部材 支持部 吊具</td> <td>S_s</td> <td>D+P_o+M_o+S_s D+P_{sAD}+M_{sAD}+S_s</td> <td>DB SA</td> <td>V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ_{AS})を適用する。 吊具については、クレーン構造規格及び日本クレーン協会規格に定められた安全率を上回るように設定された許容荷重を適用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*: V-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」にて設定した4つの設計の観点を記載</p> <p>表 3-1 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の前震評価方針 (3/5)</p> <p>(機器・配管系)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計対象 下位クラス施設</th> <th>評価の観点*</th> <th>耐震評価部位</th> <th>設計用 地震動</th> <th>荷重の種類 荷重の組合せ</th> <th>評価 条件</th> <th>許容限界設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室天井照明</td> <td>③</td> <td>主要構造部材 支持部</td> <td>S_s</td> <td>D+P_o+M_o+S_s D+P_{sAD}+M_{sAD}+S_s</td> <td>DB SA</td> <td>V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ_{AS})を適用する。</td> </tr> <tr> <td>換気空調系ダクト 防護壁</td> <td>③</td> <td>主要構造部材 支持部</td> <td>S_s</td> <td>D+P_o+M_o+S_s D+P_{sAD}+M_{sAD}+S_s</td> <td>DB SA</td> <td>V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ_{AS})を適用する。</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却 海水系配管防護壁</td> <td>③</td> <td>主要構造部材 支持部</td> <td>S_s</td> <td>D+P_o+M_o+S_s D+P_{sAD}+M_{sAD}+S_s</td> <td>DB SA</td> <td>V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ_{AS})を適用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*: V-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」にて設定した4つの設計の観点を記載</p>	設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方	サービス建屋	① (不等次下) ① (相対変位)	主要構造部材	S _s	G+P+S _s	DB SA	「建築基準法及び同施行令」に基づく層間変形角の評価基準値を許容限界として設定する。	原子炉ウエル遮蔽 プラグ	③	主要構造部材	S _s	G+P+S _s	DB SA	「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」等に基づき、許容応力度を設定する。	設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方	原子炉遮蔽壁	③	主要構造部材	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	「鋼構造設計規準」に基づく短期許容応力度を適用する。	原子炉建屋クレーン	③	主要構造部材 支持部 吊具	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。 吊具については、クレーン構造規格及び日本クレーン協会規格に定められた安全率を上回るように設定された許容荷重を適用する。	燃料取扱機	③	主要構造部材 支持部 吊具	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。 吊具については、クレーン構造規格及び日本クレーン協会規格に定められた安全率を上回るように設定された許容荷重を適用する。	設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方	中央制御室天井照明	③	主要構造部材 支持部	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。	換気空調系ダクト 防護壁	③	主要構造部材 支持部	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。	原子炉補機冷却 海水系配管防護壁	③	主要構造部材 支持部	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。	<p>表 3-1 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の前震評価方針 (1/5)</p> <p>(建物・構築物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計対象 下位クラス施設</th> <th>評価の観点*</th> <th>耐震評価部位</th> <th>設計用 地震動</th> <th>荷重の種類 荷重の組合せ</th> <th>評価 条件</th> <th>許容限界設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス建屋</td> <td>① (不等次下) ① (相対変位)</td> <td>主要構造部材</td> <td>S_s</td> <td>G+P+S_s</td> <td>DB SA</td> <td>「建築基準法及び同施行令」に基づく層間変形角の評価基準値を許容限界として設定する。</td> </tr> <tr> <td>原子炉ウエル遮蔽 プラグ</td> <td>③</td> <td>主要構造部材</td> <td>S_s</td> <td>G+P+S_s</td> <td>DB SA</td> <td>「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」等に基づき、許容応力度を設定する。</td> </tr> <tr> <td>見学者ギャラリー室 電巻防護扉</td> <td>③</td> <td>主要構造部材 支持部</td> <td>S_s</td> <td>G+P+S_s</td> <td>DB SA</td> <td>「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」等に基づき、許容応力度を設定する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*: VI-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」にて設定した4つの設計の観点を記載</p> <p>表 3-1 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の前震評価方針 (2/5)</p> <p>(機器・配管系)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計対象 下位クラス施設</th> <th>評価の観点*</th> <th>耐震評価部位</th> <th>設計用 地震動</th> <th>荷重の種類 荷重の組合せ</th> <th>評価 条件</th> <th>許容限界設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉遮蔽壁</td> <td>③</td> <td>主要構造部材</td> <td>S_s</td> <td>D+P_o+M_o+S_s D+P_{sAD}+M_{sAD}+S_s</td> <td>DB SA</td> <td>「鋼構造設計規準」に基づく短期許容応力度を適用する。</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋クレーン</td> <td>③</td> <td>主要構造部材 支持部 吊具</td> <td>S_s</td> <td>D+P_o+M_o+S_s D+P_{sAD}+M_{sAD}+S_s</td> <td>DB SA</td> <td>V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ_{AS})を適用する。 吊具については、クレーン構造規格及び日本クレーン協会規格に定められた安全率を上回るように設定された許容荷重を適用する。</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱機</td> <td>③</td> <td>主要構造部材 支持部 吊具</td> <td>S_s</td> <td>D+P_o+M_o+S_s D+P_{sAD}+M_{sAD}+S_s</td> <td>DB SA</td> <td>V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ_{AS})を適用する。 吊具については、クレーン構造規格及び日本クレーン協会規格に定められた安全率を上回るように設定された許容荷重を適用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*: VI-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」にて設定した4つの設計の観点を記載</p> <p>表 3-1 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の前震評価方針 (3/5)</p> <p>(機器・配管系)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計対象 下位クラス施設</th> <th>評価の観点*</th> <th>耐震評価部位</th> <th>設計用 地震動</th> <th>荷重の種類 荷重の組合せ</th> <th>評価 条件</th> <th>許容限界設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室天井照明</td> <td>③</td> <td>主要構造部材 支持部</td> <td>S_s</td> <td>D+P_o+M_o+S_s D+P_{sAD}+M_{sAD}+S_s</td> <td>DB SA</td> <td>V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ_{AS})を適用する。</td> </tr> <tr> <td>換気空調系ダクト 防護壁</td> <td>③</td> <td>主要構造部材 支持部</td> <td>S_s</td> <td>D+P_o+M_o+S_s D+P_{sAD}+M_{sAD}+S_s</td> <td>DB SA</td> <td>V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ_{AS})を適用する。</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却 海水系配管防護壁</td> <td>③</td> <td>主要構造部材 支持部</td> <td>S_s</td> <td>D+P_o+M_o+S_s D+P_{sAD}+M_{sAD}+S_s</td> <td>DB SA</td> <td>V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ_{AS})を適用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*: VI-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」にて設定した4つの設計の観点を記載</p>	設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方	サービス建屋	① (不等次下) ① (相対変位)	主要構造部材	S _s	G+P+S _s	DB SA	「建築基準法及び同施行令」に基づく層間変形角の評価基準値を許容限界として設定する。	原子炉ウエル遮蔽 プラグ	③	主要構造部材	S _s	G+P+S _s	DB SA	「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」等に基づき、許容応力度を設定する。	見学者ギャラリー室 電巻防護扉	③	主要構造部材 支持部	S _s	G+P+S _s	DB SA	「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」等に基づき、許容応力度を設定する。	設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方	原子炉遮蔽壁	③	主要構造部材	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	「鋼構造設計規準」に基づく短期許容応力度を適用する。	原子炉建屋クレーン	③	主要構造部材 支持部 吊具	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。 吊具については、クレーン構造規格及び日本クレーン協会規格に定められた安全率を上回るように設定された許容荷重を適用する。	燃料取扱機	③	主要構造部材 支持部 吊具	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。 吊具については、クレーン構造規格及び日本クレーン協会規格に定められた安全率を上回るように設定された許容荷重を適用する。	設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方	中央制御室天井照明	③	主要構造部材 支持部	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。	換気空調系ダクト 防護壁	③	主要構造部材 支持部	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。	原子炉補機冷却 海水系配管防護壁	③	主要構造部材 支持部	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。	<p>備考</p> <p>プラント固有(設備の違い。遮蔽プラグ内部の鉄骨部材を許容応力度評価することから「鋼構造設計規準」を追記。)</p> <p>プラント固有(設備の違い。)</p> <p>記載の適正化 (適用基準の記載の適正化。)</p> <p>記載の適正化 (適用基準の記載の適正化。)</p>
設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方																																																																																																																																																														
サービス建屋	① (不等次下) ① (相対変位)	主要構造部材	S _s	G+P+S _s	DB SA	「建築基準法及び同施行令」に基づく層間変形角の評価基準値を許容限界として設定する。																																																																																																																																																														
原子炉ウエル遮蔽 プラグ	③	主要構造部材	S _s	G+P+S _s	DB SA	「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」等に基づき、許容応力度を設定する。																																																																																																																																																														
設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方																																																																																																																																																														
原子炉遮蔽壁	③	主要構造部材	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	「鋼構造設計規準」に基づく短期許容応力度を適用する。																																																																																																																																																														
原子炉建屋クレーン	③	主要構造部材 支持部 吊具	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。 吊具については、クレーン構造規格及び日本クレーン協会規格に定められた安全率を上回るように設定された許容荷重を適用する。																																																																																																																																																														
燃料取扱機	③	主要構造部材 支持部 吊具	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。 吊具については、クレーン構造規格及び日本クレーン協会規格に定められた安全率を上回るように設定された許容荷重を適用する。																																																																																																																																																														
設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方																																																																																																																																																														
中央制御室天井照明	③	主要構造部材 支持部	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。																																																																																																																																																														
換気空調系ダクト 防護壁	③	主要構造部材 支持部	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。																																																																																																																																																														
原子炉補機冷却 海水系配管防護壁	③	主要構造部材 支持部	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。																																																																																																																																																														
設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方																																																																																																																																																														
サービス建屋	① (不等次下) ① (相対変位)	主要構造部材	S _s	G+P+S _s	DB SA	「建築基準法及び同施行令」に基づく層間変形角の評価基準値を許容限界として設定する。																																																																																																																																																														
原子炉ウエル遮蔽 プラグ	③	主要構造部材	S _s	G+P+S _s	DB SA	「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」等に基づき、許容応力度を設定する。																																																																																																																																																														
見学者ギャラリー室 電巻防護扉	③	主要構造部材 支持部	S _s	G+P+S _s	DB SA	「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」等に基づき、許容応力度を設定する。																																																																																																																																																														
設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方																																																																																																																																																														
原子炉遮蔽壁	③	主要構造部材	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	「鋼構造設計規準」に基づく短期許容応力度を適用する。																																																																																																																																																														
原子炉建屋クレーン	③	主要構造部材 支持部 吊具	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。 吊具については、クレーン構造規格及び日本クレーン協会規格に定められた安全率を上回るように設定された許容荷重を適用する。																																																																																																																																																														
燃料取扱機	③	主要構造部材 支持部 吊具	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。 吊具については、クレーン構造規格及び日本クレーン協会規格に定められた安全率を上回るように設定された許容荷重を適用する。																																																																																																																																																														
設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方																																																																																																																																																														
中央制御室天井照明	③	主要構造部材 支持部	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。																																																																																																																																																														
換気空調系ダクト 防護壁	③	主要構造部材 支持部	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。																																																																																																																																																														
原子炉補機冷却 海水系配管防護壁	③	主要構造部材 支持部	S _s	D+P _o +M _o +S _s D+P _{sAD} +M _{sAD} +S _s	DB SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」に示すその他支持構造物の許容応力(許容応力状態Ⅳ _{AS})を適用する。																																																																																																																																																														

赤字: 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字: 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色: 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考																																																																																											
	<p>表 3-1 □ 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の前震評価方針 (4/5) ◯</p> <p>(機器・配管系) ◯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計対象 下位クラス施設</th> <th>評価の観点*</th> <th>耐震評価部位</th> <th>設計用 地震動</th> <th>荷重の種類 荷重の組合せ</th> <th>評価 条件</th> <th>許容限界設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火隔壁</td> <td>③</td> <td>主要構造部材・ 支持部</td> <td>S_{SE}</td> <td>D + P₀ + M₀ + S_{SE} D + P_{9AD} + M_{9AD} + S_{SE}</td> <td>DE SA</td> <td>V-2-1-9「機能維持の基本方針」 に示すその他支持構造物の許容応 力(許容応力状態Ⅳ_AS)を適用す る。</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル 発電設備燃料移送 配管防護板</td> <td>④</td> <td>主要構造部材・ 支持部</td> <td>S_{SE}</td> <td>D + P₀ + M₀ + S_{SE} + P_{9G} D + P_{9AD} + M_{9AD} + S_{SE} + P_{9G}</td> <td>DE SA</td> <td>V-2-1-9「機能維持の基本方針」 に示すその他支持構造物の許容応 力(許容応力状態Ⅳ_AS)を適用す る。</td> </tr> <tr> <td>電巻防護鋼製フード</td> <td>④</td> <td>主要構造部材・ 支持部</td> <td>S_{SE}</td> <td>D + P_{9AD} + M_{9AD} + S_{SE} + P_{9G}</td> <td>SA</td> <td>V-2-1-9「機能維持の基本方針」 に示すその他支持構造物の許容応 力(許容応力状態Ⅳ_AS)を適用す る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*: V-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」にて設定した4つの設計の観点を記載。</p> <p>表 3-1 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の前震評価方針 (5/5)</p> <p>(土木構造物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計対象 下位クラス施設</th> <th>評価の観点*</th> <th>耐震評価部位</th> <th>設計用 地震動</th> <th>荷重の種類 荷重の組合せ</th> <th>評価 条件</th> <th>許容限界設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル 発電設備燃料移送 ポンプ防護板</td> <td>④</td> <td>主要構造部材</td> <td>S_S</td> <td>G + P + S_S</td> <td>DE SA</td> <td>「建築基準法及び同施行令」に基づく 層間変形角の評価基準値を許容限界と して設定する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*: V-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」にて設定した4つの設計の観点を記載。</p>	設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方	耐火隔壁	③	主要構造部材・ 支持部	S _{SE}	D + P ₀ + M ₀ + S _{SE} D + P _{9AD} + M _{9AD} + S _{SE}	DE SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」 に示すその他支持構造物の許容応 力(許容応力状態Ⅳ _A S)を適用す る。	非常用ディーゼル 発電設備燃料移送 配管防護板	④	主要構造部材・ 支持部	S _{SE}	D + P ₀ + M ₀ + S _{SE} + P _{9G} D + P _{9AD} + M _{9AD} + S _{SE} + P _{9G}	DE SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」 に示すその他支持構造物の許容応 力(許容応力状態Ⅳ _A S)を適用す る。	電巻防護鋼製フード	④	主要構造部材・ 支持部	S _{SE}	D + P _{9AD} + M _{9AD} + S _{SE} + P _{9G}	SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」 に示すその他支持構造物の許容応 力(許容応力状態Ⅳ _A S)を適用す る。	設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方	非常用ディーゼル 発電設備燃料移送 ポンプ防護板	④	主要構造部材	S _S	G + P + S _S	DE SA	「建築基準法及び同施行令」に基づく 層間変形角の評価基準値を許容限界と して設定する。	<p>表 3-1 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の前震評価方針 (4/5) ◯</p> <p>(機器・配管系) ◯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計対象 下位クラス施設</th> <th>評価の観点*</th> <th>耐震評価部位</th> <th>設計用 地震動</th> <th>荷重の種類 荷重の組合せ</th> <th>評価 条件</th> <th>許容限界設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火隔壁</td> <td>③</td> <td>主要構造部材・ 支持部</td> <td>S_{SE}</td> <td>D + P₀ + M₀ + S_{SE} D + P_{9AD} + M_{9AD} + S_{SE}</td> <td>DE SA</td> <td>VI-2-1-9「機能維持の基本方針」に示 すその他支持構造物の許容応力(許容 応力状態Ⅳ_AS)を適用する。</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル 発電設備燃料移送 配管防護板</td> <td>④</td> <td>主要構造部材・ 支持部</td> <td>S_{SE}</td> <td>D + P₀ + M₀ + S_{SE} + P_{9G} D + P_{9AD} + M_{9AD} + S_{SE} + P_{9G}</td> <td>DE SA</td> <td>VI-2-1-9「機能維持の基本方針」に示 すその他支持構造物の許容応力(許容 応力状態Ⅳ_AS)を適用する。</td> </tr> <tr> <td>電巻防護鋼製フード</td> <td>④</td> <td>主要構造部材・ 支持部</td> <td>S_{SE}</td> <td>D + P_{9AD} + M_{9AD} + S_{SE} + P_{9G}</td> <td>SA</td> <td>VI-2-1-9「機能維持の基本方針」に示 すその他支持構造物の許容応力(許容 応力状態Ⅳ_AS)を適用する。</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>電巻防護ネット</td> <td>④</td> <td>主要構造部材・ 支持部</td> <td>S_{SE}</td> <td>D + P_{9AD} + M_{9AD} + S_{SE} + P_{9G}</td> <td>SA</td> <td>VI-2-1-9「機能維持の基本方針」に示 すその他支持構造物の許容応力(許容 応力状態Ⅳ_AS)を適用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*: VI-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」にて設定した4つの設計の観点を記載。</p> <p>表 3-1 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の前震評価方針 (5/5) ◯</p> <p>(土木構造物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計対象 下位クラス施設</th> <th>評価の観点*</th> <th>耐震評価部位</th> <th>設計用 地震動</th> <th>荷重の種類 荷重の組合せ</th> <th>評価 条件</th> <th>許容限界設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル 発電設備燃料移送 ポンプ防護板</td> <td>④</td> <td>主要構造部材</td> <td>S_{SE}</td> <td>G + P + S_{SE}</td> <td>DE SA</td> <td>「建築基準法及び同施行令」に基づく 層間変形角の評価基準値を許容限界と して設定する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*: VI-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」にて設定した4つの設計の観点を記載。</p>	設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方	耐火隔壁	③	主要構造部材・ 支持部	S _{SE}	D + P ₀ + M ₀ + S _{SE} D + P _{9AD} + M _{9AD} + S _{SE}	DE SA	VI-2-1-9「機能維持の基本方針」に示 すその他支持構造物の許容応力(許容 応力状態Ⅳ _A S)を適用する。	非常用ディーゼル 発電設備燃料移送 配管防護板	④	主要構造部材・ 支持部	S _{SE}	D + P ₀ + M ₀ + S _{SE} + P _{9G} D + P _{9AD} + M _{9AD} + S _{SE} + P _{9G}	DE SA	VI-2-1-9「機能維持の基本方針」に示 すその他支持構造物の許容応力(許容 応力状態Ⅳ _A S)を適用する。	電巻防護鋼製フード	④	主要構造部材・ 支持部	S _{SE}	D + P _{9AD} + M _{9AD} + S _{SE} + P _{9G}	SA	VI-2-1-9「機能維持の基本方針」に示 すその他支持構造物の許容応力(許容 応力状態Ⅳ _A S)を適用する。	電巻防護ネット	④	主要構造部材・ 支持部	S _{SE}	D + P _{9AD} + M _{9AD} + S _{SE} + P _{9G}	SA	VI-2-1-9「機能維持の基本方針」に示 すその他支持構造物の許容応力(許容 応力状態Ⅳ _A S)を適用する。	設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方	非常用ディーゼル 発電設備燃料移送 ポンプ防護板	④	主要構造部材	S _{SE}	G + P + S _{SE}	DE SA	「建築基準法及び同施行令」に基づく 層間変形角の評価基準値を許容限界と して設定する。	<p>備考</p> <p>プラント固有(設備の違い。)</p>
設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方																																																																																								
耐火隔壁	③	主要構造部材・ 支持部	S _{SE}	D + P ₀ + M ₀ + S _{SE} D + P _{9AD} + M _{9AD} + S _{SE}	DE SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」 に示すその他支持構造物の許容応 力(許容応力状態Ⅳ _A S)を適用す る。																																																																																								
非常用ディーゼル 発電設備燃料移送 配管防護板	④	主要構造部材・ 支持部	S _{SE}	D + P ₀ + M ₀ + S _{SE} + P _{9G} D + P _{9AD} + M _{9AD} + S _{SE} + P _{9G}	DE SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」 に示すその他支持構造物の許容応 力(許容応力状態Ⅳ _A S)を適用す る。																																																																																								
電巻防護鋼製フード	④	主要構造部材・ 支持部	S _{SE}	D + P _{9AD} + M _{9AD} + S _{SE} + P _{9G}	SA	V-2-1-9「機能維持の基本方針」 に示すその他支持構造物の許容応 力(許容応力状態Ⅳ _A S)を適用す る。																																																																																								
設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方																																																																																								
非常用ディーゼル 発電設備燃料移送 ポンプ防護板	④	主要構造部材	S _S	G + P + S _S	DE SA	「建築基準法及び同施行令」に基づく 層間変形角の評価基準値を許容限界と して設定する。																																																																																								
設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方																																																																																								
耐火隔壁	③	主要構造部材・ 支持部	S _{SE}	D + P ₀ + M ₀ + S _{SE} D + P _{9AD} + M _{9AD} + S _{SE}	DE SA	VI-2-1-9「機能維持の基本方針」に示 すその他支持構造物の許容応力(許容 応力状態Ⅳ _A S)を適用する。																																																																																								
非常用ディーゼル 発電設備燃料移送 配管防護板	④	主要構造部材・ 支持部	S _{SE}	D + P ₀ + M ₀ + S _{SE} + P _{9G} D + P _{9AD} + M _{9AD} + S _{SE} + P _{9G}	DE SA	VI-2-1-9「機能維持の基本方針」に示 すその他支持構造物の許容応力(許容 応力状態Ⅳ _A S)を適用する。																																																																																								
電巻防護鋼製フード	④	主要構造部材・ 支持部	S _{SE}	D + P _{9AD} + M _{9AD} + S _{SE} + P _{9G}	SA	VI-2-1-9「機能維持の基本方針」に示 すその他支持構造物の許容応力(許容 応力状態Ⅳ _A S)を適用する。																																																																																								
電巻防護ネット	④	主要構造部材・ 支持部	S _{SE}	D + P _{9AD} + M _{9AD} + S _{SE} + P _{9G}	SA	VI-2-1-9「機能維持の基本方針」に示 すその他支持構造物の許容応力(許容 応力状態Ⅳ _A S)を適用する。																																																																																								
設計対象 下位クラス施設	評価の観点*	耐震評価部位	設計用 地震動	荷重の種類 荷重の組合せ	評価 条件	許容限界設定の考え方																																																																																								
非常用ディーゼル 発電設備燃料移送 ポンプ防護板	④	主要構造部材	S _{SE}	G + P + S _{SE}	DE SA	「建築基準法及び同施行令」に基づく 層間変形角の評価基準値を許容限界と して設定する。																																																																																								

赤字: 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字: 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色: 前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
緑字 : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
■ : 前回提出時からの変更箇所


島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
緑字 : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
■ : 前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

赤字 : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
緑字 : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
：前回提出時からの変更箇所